

食品ロス削減ポスターコンクール作品募集要項

1 趣 旨

本来食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」は、日本で年間約 646 万トン（平成 27 年度推計値）発生しています。これは、日本人 1 人当たりで換算すると、お茶碗約 1 杯分（約 139g）の食べ物が毎日捨てられている計算となり、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた食料援助量の約 2 倍に匹敵します。また、日本の食料自給率は 38%（平成 28 年度カロリーベース）で、大半を輸入に頼っている一方、大量の食べ物を捨てているという現実があります。

そこで、食品ロスの問題が自身や周りの人々、社会、環境、経済に与える影響を考え、持続可能な社会を目指して自らのライフスタイルを工夫し、主体的な行動につながるよう、食品ロス削減ポスターコンクールを実施します。

2 主催等

主 催 京都府

共 催 きょうと食育ネットワーク

後 援 京都市、京都府教育委員会、京都市教育委員会、京都府市長会、京都府町村会、京都新聞、京都府私立中学高等学校連合会

3 応募資格

京都府内の中学校（義務教育学校の後期課程を含む）、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校中学部・高等部に在学する生徒

4 応募内容

（1）作品の内容

- ・身近な出来事等を題材とし、食品ロス削減の重要性を訴えるもの
- ・大切な食料資源を無駄にしないための取組やライフスタイルを提案するもの

（2）作品の仕様

- ・四つ切り（392cm×542cm）の画用紙、ケント紙又は出力紙に縦書きしてください。
- ・用紙の材質は「紙」のみとし、木の板等重みのあるものは使用できません。
- ・入賞作品は展示しますので、平面作品としてください。立体作品は対象外とします。

（3）ポスターに記載すべき事項

作品には必ず食品ロス削減の重要性を訴える標語や一人ひとりのライフスタイルの見直し・実践を呼び掛ける標語を入れてください。

（例）「残さずいただきます」、「捨てるのはもったいない」、「みんなで減らそう」等

5 応募方法

- ・在学している学校を經由してご応募ください。
- ・応募する作品毎に必要事項を記入した「様式 1：作品貼付票」を裏面にしっかりと貼り付けてください。
- ・応募する作品に併せて、必要事項を記入した「様式 2：応募者名簿」を提出してください。

- ・提出の際には、作品を折ったり丸めたりしないでください。

6 応募期間

平成 30 年 6 月 27 日（水）～ 9 月 7 日（金）※期限必着

7 賞の授与

京都府知事賞、京都市長賞、京都府教育委員会教育長賞、京都市教育長賞、京都府市長会会長賞、京都府町村会長賞、京都新聞賞 各 1 点

※京都府知事賞には図書カード 10,000 円を、各入賞者には副賞を贈呈します。

8 入賞作品の選定・通知

- ・有識者等で構成する審査会において、各賞を選定します。
- ・入賞者には学校を通じて平成 30 年 9 月末（予定）に文書で通知します。
- ・選考結果については、入賞作品の写真、入賞者の学校名・学年・氏名を新聞社等報道機関へ提供するとともに、表彰式で発表し、京都府のホームページ等へ掲載します。

9 表彰式

平成 30 年 10 月下旬に京都市内で実施予定

10 入賞作品の活用

入賞作品は京都府内の施設で展示するほか、京都府、府内市町村等が実施する食品ロス削減啓発活動を推進するためのポスターやチラシ、パンフレット等の広報物に使用します。

なお、ポスターは府内の公共施設や学校等に掲示します。

11 応募・問合せ先

京都府農林水産部食の安心・安全推進課 食育・地産地消担当

住所：〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話：075-414-5656

FAX：075-414-4982

※直接持参いただく場合は、京都府庁 2 号館 4 階農林水産部食の安心・安全推進課まで

（受付時間：平日 8 時 30 分～17 時 15 分）

12 その他

- （1）受賞作品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）等一切の権利は主催者に帰属します。受賞者は、著作者人格権に基づく権利を行使しないことが受賞の条件です。
- （2）自作、未発表の作品に限ります。他者の知的所有権を侵害しないこと、無断で他者の作品や顔写真、商品、商標等を作品中に入れないこと等を守ってください。
- （3）規格に合わない作品及び特定の会社、商標、商品名を想起するものは選考の対象とはいたしません。
- （4）個別の作品の講評については、お問い合わせいただいてもお答えできません。

- (5) 応募作品は、平成 31 年 3 月頃に返却します（予定）。パソコンで制作した作品が受賞した場合、データの提出を求めます。
- (6) ポスター作成の際、作品の一部修正、加工、トリミング等を行うことがあります。
- (7) 申込みに関わる個人情報は主催者が管理し、選考や表彰に必要な場合のみに使用します。

参考資料

食品ロスは、次のような原因で発生しています。

これらの背景や解決策について、家族や友達、先生と話し合ってみましょう。

| 食品メーカー | 小売店（スーパー・コンビニ等） |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 賞味期限は残っているが販売期限を超えた食品等の返品 ➤ 製造過程で発生する印刷ミス等の規格外品 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 新商品販売や規格変更に合わせて店頭から撤去された食品 ➤ 賞味期限は残っているが販売期限を超えた等の理由で販売できなくなった在庫 |
| 飲食店（レストラン等） | 家庭 |
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 客が食べ残した料理 ➤ 客に提供できなかった仕込み済みの食材 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 食べ残し ➤ 冷蔵庫等に入れたまま消費期限・賞味期限を超えた食品 |